



島根県報

平成26年10月31日（金）

号外 第 132 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

（産 業 振 興 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第77号）

1 規則の概要

(1) 設備機器の使用料の新設（別表第1関係）

島根県産業技術センター

設備機器の種類	使用料の額	
粒ゲージ	1時間につき	50円
液体NMR	1時間につき	4,900円
液体クロマトグラフ精密質量分析システム	1時間につき	2,830円
ICP-MS	1時間につき	2,260円
構造解析ソフトウェア	1時間につき	140円
過渡熱抵抗測定装置	1時間につき	1,190円
シート抵抗率計	1時間につき	50円
電源評価オシロスコープ	1時間につき	160円
単相-三相パワーメータ	1時間につき	70円
モータ/インバータ評価システム	1時間につき	580円

(2) 分析等の手数料の新設（別表第2関係）

無機材料試験

分析等の種類	手数料の額	
恒温恒湿槽による建築材料の吸放湿性試験	1試料につき	9,700円

2 施行期日

平成26年11月1日から施行することとした。

規 則

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年10月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第77号

島根県産業技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県産業技術センター条例施行規則（平成13年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表中

微小荷重用強度試験機	1時間につき	140円
------------	--------	------

を

に、

微小荷重用強度試験機	1時間につき	140円
粒ゲージ	1時間につき	50円

を

ガス吸着測定装置	1時間につき	1,220円
----------	--------	--------

ガス吸着測定装置	1時間につき	1,220円	に、
液体NMR	1時間につき	4,900円	
液体クロマトグラフ精密質量分析システム	1時間につき	2,830円	
ICP-MS	1時間につき	2,260円	

クロスセクションポリッシャー	1時間につき	1,270円	を
----------------	--------	--------	---

クロスセクションポリッシャー	1時間につき	1,270円	に、
構造解析ソフトウェア	1時間につき	140円	
過渡熱抵抗測定装置	1時間につき	1,190円	

照明シミュレーションソフトウェア	1時間につき	480円	を
------------------	--------	------	---

照明シミュレーションソフトウェア	1時間につき	480円	に改める。
シート抵抗率計	1時間につき	50円	
電源評価オシロスコープ	1時間につき	160円	
単相-三相パワーメータ	1時間につき	70円	
モータ/インバータ評価システム	1時間につき	580円	

別表第2の10の項に次のように加える。

(7) 恒温恒湿槽による建築材料 の吸放湿性試験		1試料につき	9,700円
-----------------------------	--	--------	--------

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。